平成 25 年５月 31 日

各　位

会社名　株 式 会 社　原 弘 産
代表者の役職氏名　代表取締役社長　原　孝
（コード番号 8894 大証第２部）
問い合せ先　財務・経営企画ｸﾞﾙｰﾌﾟ ｼﾆｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ　樋 口 清
電話番号　０８３－２２９－８８９４

「債務超過の猶予期間入り」に関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出しましたが、平成 25 年２月期において債務超過の状態になったことから、本日の株式会社大阪証券取引所発表のとおり、株式会社大阪証券取引所の「株券上場廃止基準」（以下「上場廃止基準」という。）第２条第１項第５号（債務超過）に該当するため、猶予期間に入りしましたのでここにお知らせいたします。

記

１．対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 平成 24 年３月１日 至 平成 25 年２月 28 日）

２．債務超過に至った経緯

当社グループは不動産市場の厳しい環境の中、平成25年２月期は、たな卸不動産の売却による損失計上やたな卸資産の評価損の計上等により、営業損益は507,601千円の赤字となりました。一方、営業外損益は、債務保証損失引当金戻入益として500,000千円を計上したものの、支払利息等の営業外費用を補い経常利益を計上するには至らず、結果として当期純損失は328,979千円となり、純資産は△175,746千円となりました。

３．連結財政状態について

上場廃止基準第２条第１項第５号（債務超過）の規定する「純資産の額」は「純資産の部の合計額＋特別法上の準備金等－（新株予約権＋少数株主持分)」となっております。一方、当社の連結会計年度（平成25年２月期）の純資産の部は△175,746千円であり、少数株主持分等は計上していないことから、純資産の額は175,746千円の債務超過となります。

４．猶予期間

上場廃止基準第２条第１項第５号（債務超過）に規定する猶予期間は、平成25年３月１日から平成26年２月28日までとなっております。したがって、当社が平成26年２月期の決算において、純資産の額がマイナスであった場合は上場廃止基準に該当することになります。

５．今後の見通し

当社グループは、平成26年２月期の計画として、不動産分譲事業につきましては、不動産売買仲介、

中古戸建住宅・中古マンションを取得してのリフォーム販売、戸建企画住宅の代理販売などを積極的に推進するとともに、引き続きたな卸不動産の販売により財務の健全化を図ります。また、中国の連結子会社湖南原弘産房地産開発有限公司では、分譲マンション、商業施設の複合施設が竣工する見込みであり、それらの販売にも注力してまいります。

さらに、不動産賃貸管理事業につきましては、新規管理物件の獲得、それに付随する収入の増加を見込んでおります。また、不動産オーナー様へ物件の補修工事等の営繕工事営業を強化し、前年対比での獲得増加に努めます。

なお、財務体質強化のための資本政策については、現在具体的な実施計画はありませんが、今後の検討課題としてまいります。

以 上